

「阿南市手話言語の普及・障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例（案）」に関するパブリックコメント実施後の市の考えについて

5名の市民の方及び1事業所から御意見をいただきました。

番	項目	意見等の概要	市の考え
1	第2条定義	定義(4)の社会的障壁について「災害時における避難や避難所生活」を追加してください。 障がいのある人にとって日常生活又は社会的生活、 <u>災害時における避難や避難所生活</u> を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、概念、その他一切のものをいう。	障害者基本法（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号）の定義と同様の規定としており、御意見につきましては、今後の施策の取組の参考とさせていただきます。
2	第3条基本理念	第3条の基本理念に関し、阿南市内の令和4年度、聴覚障がい者数は402人、視覚障がい者数250人、音声・言語・そしゃく機能障がい者数29人含み障がい手帳所得者3019人とあります。その他、精神障がい者、知的障がい者もいます。ところが生活現場では、ほとんど見掛けません。身体障害者連合会もありますが、会員の数も僅かです。障がい者が社会参加することは意思疎通が基本です。 そこで提案です。断酒会や麻薬・覚せい剤乱用防止当事者の会、またはガン経験者会のような、自らが話し易い会を開催してはいかがでしょうか？仮称「難聴者の会」「弱視の会」「吃音の会」は他地域でも開催されていると思います。同じ悩みがある者同士でしたら、気持ちが楽に話せるでしょうし、社会参加のきっかけになるでしょう。障がい者は自らはコンタクトを取りにくいので、障がい手帳持参の方々にそのような会をあることをさりげなく周知し、暖かい場所を提供してはいかがでしょうか。しかし、既存のグ	本条例の制定後、市民の方への周知に努めるとともに御意見につきましては、今後の施策の取組の参考とさせていただきます。

		ループでは入りにくいと思うので、専門家と共に一般の方もサポートされると思います。 重複障がいの方もいます。盲ろうの方々はどうしているのでしょうか。市民はその現状を知りません。障がい者と社会生活を一緒にするような阿南市を希望します。	
3	第4条市の責務	第4条で「市の責務」となっているのに、後の文「努めるもの」となっているのでは、結局何もしないと同じではないのでしょうか？	この条例制定を機に市は手話が言語であることの理解の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進を図ることにより、社会的障壁を取り除き、障がいの有無にかかわらず全ての市民が相互に人格と個性を尊重しながら支え合い共に生きる地域社会の実現を市民事業者の皆様とともにめざしてまいります。
4	第7条施策の策定及び推進	第7条第2項について、市は前項の基本的施策を策定するに当たっては、障がいのある人その他関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努め、推進しなければならない。としてはどうか。	第7条第2項については、追加及び変更を検討します。
5	第7条施策の策定及び推進	条例制定施行後、第7条の基本的施策に当たっては、当事者や関係者の意見を出し合いながら策定していただきたいです。	第7条の基本的施策に当たっては、条例制定後も引き続き意見聴取に努めてまいります。
6	第8条啓発及び学習の機会の確保	第8条について、「情報発信」という言葉をいれてはどうか。	第8条の啓発には、情報を広く伝えるだけにとどまらずその情報についての捉え方やその内容の理解を普及していくことを含んでいると考えております。

7	第9条学校教育における取組	「障がいのある児童又は生徒」と限定されていますが、その児童・生徒には兄弟がいる場合もあります。その配慮も必要なのではありませんか。これは、県の手話言語条例でも出た意見です。	教育委員会と連携し、障がいのある児童又は生徒やそのきょうだいも含めて必要な取組を行ってまいります。
---	---------------	--	---

以下の御意見につきましては、今後の施策の取組の参考とさせていただきます。

1	その他	当条例は、来年4月1日制定を目指すとのことでしたが、制定ありきで進めることに疑問を感じます。当事者の方々がどれだけ理解しているか、どういう意見を持っているかをしっかりと把握してほしいです。このパブリックコメントでは、そこは対応済みと思われがちですが、看板だけあげて中身はないでは、何にもならないと思います。制定後の活動としての意見ですが、徳島県障がい者プラザで「サウンドテーブルテニスルーム」があります。そこで、盲者・ろう者・盲ろう者・健常者・支援者が集まって卓球を楽しんでいます。車イスの方なども楽しめるスポーツです。小さな部屋ですが、障がいの特性に応じたやり方で直に体験できるのでとても面白いです。障がい者も健常者のようにいろんなスポーツを体験したいはずです。ただ、設備が整っていないと楽しむこともできません。小さな部屋で卓球台があればそこから障がいのあるなし関係なく交流が生まれ、ろう者への手話通訳も必要となり通訳者が育つ可能性も含まれます。障がい者間の交流や障がいのあるなし関係ない交流への道をもっともっと広げていくには楽しく活動していくことが近道のように思います。まず、活動の第一歩として、阿南市にも「サウンドテーブルテニスルーム」を作っていただきたいです。幸先よくスタートを切るためにも、具体的な案がある方がいいと思い提案しました。どうぞよろしくお願いいたします。
2	その他	聴覚障がい者を支援する団体として市役所に設置通訳を常駐してほしい。設置することでいつでも聴覚障がい者がすべての課に自由な時間に行ける。気軽に誰でも集まって手話の日常的な会話ができるよう、身につける場を作してほしい。（講師は聴覚障がい者とする）
3	その他	聴覚障害者がすべて手話を使うわけではありません。老人性難聴で障がい者手帳を持っている方もたくさんいますが、その支援は軽視されているように思います。字幕ディスプレイの導入をしている官公庁もありますので、このような視覚情報を寸時に提供できるサービスの導入も検討していただきたいものです。